

平成 2 8 年度

財政援助団体等監査報告書

行政監査報告書

工事監査報告書

八王子市監査委員

目 次

○財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要	1
第2 財政援助に関する監査.....	1
第3 指定管理に関する監査.....	14

○行政監査結果報告書

第1 監査の概要	20
第2 監査の結果.....	21

○工事監査結果報告書

第1 監査の概要	39
第2 工事の概要	40
第3 監査の実施状況.....	41
第4 監査の結果	42

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、
平成28年度財政援助団体等監査、行政監査及び工事監査の結果に
関する報告を次のとおり提出する。

平成28年12月21日

八王子市監査委員	伊藤達夫
同	矢野和利
同	水野淳
同	鈴木勇次

平成28年度 財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助及び公の施設の指定管理(以下「指定管理」という。)に関する団体監査並びに同条第2項及び第5項の規定に基づく所管部課の監査

2 監査の範囲

平成27年度に執行された会計事務及びその他の事務

3 監査の期間

平成28年9月1日から同年12月19日まで

第2 財政援助に関する監査

1 監査の対象

監査対象となる団体、事業等及び所管部課は、次のとおりである。

団体番号	対象団体	対象事業等	所管部課
1	特定非営利活動法人 長寿社会を考える会	高齢者食事提供サービス活動事業	福祉部 高齢者福祉課
2	特定非営利活動法人 食事サービス加多厨	高齢者食事提供サービス活動事業	福祉部 高齢者福祉課
3	一般財団法人 八王子福祉会	認知症家族サロン運営事業	福祉部 高齢者福祉課
4	特定非営利活動法人 八王子パオの会	地域活動支援センターパオ運営 事業	福祉部 障害者福祉課
5	特定非営利活動法人 八王子ワークセンター	地域活動支援センターわくわく 運営事業	福祉部 障害者福祉課
		障害者工賃向上推進事業	

団体番号	対象団体	対象事業等	所管部課
6	特定非営利活動法人 若駒ライフサポート	グループホームよこかわ(重度身体 障害者グループホーム)運営事業	福祉部 障害者福祉課
7	ヒューマンケア協会	地域福祉推進事業(有償家事援助 サービス)	福祉部 障害者福祉課
8	特定非営利活動法人 八王子バリアフリーの会	地域福祉推進事業(ミニキャブ運行 システム)	福祉部 障害者福祉課
9	特定非営利活動法人 コスモ	地域福祉推進事業(ミニキャブ運行 システム)	福祉部 障害者福祉課
10	社会福祉法人 東京玉葉会	福祉ホームさくら運営事業	福祉部 障害者福祉課
11	特定非営利活動法人 つくみ	学童保育所併設放課後等デイ サービス利用者送迎支援事業	子ども家庭部 児童青少年課
12	八王子市子供会育成 団体連絡協議会	八王子市子供会育成団体活動事業	子ども家庭部 児童青少年課

2 監査の観点及び方法

監査は、次の表頭欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる事項を主な観点として、書類審査、質問調査等通常実施すべき監査手続により実施した。

財政援助団体	所管部課
(1) 補助事業は、目的に沿って適正に執行されているか。	(1) 財政援助の事業は、法令、条例、予算等に適合しているか。
(2) 補助事業は、市の交付決定に基づき適正に執行されているか。	(2) 補助金の支出手続は、条例、規則、要綱等に従い行われているか。
(3) 予算書、決算諸表等と補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。	(3) 補助金の支出及び精算・返還事務は適正に行われているか。
(4) 諸規程の整備はなされているか。	(4) 団体に対する指導監督は適切に行われているか。
(5) 会計経理及び財産管理は適正に行われているか。	

財政援助団体	所管部課
(6) 出納関係帳票の整備、記帳は適切か。 また、領収書等の証憑書類の整理、保存は適切か。	/

3 監査対象事業の概要

(1) 高齢者食事提供サービス活動事業

(特定非営利活動法人 長寿社会を考える会)

(特定非営利活動法人 食事サービス加多厨)

ア 補助の内容

市は、高齢者食事提供サービス活動事業に対し、「八王子市高齢者食事提供サービス活動支援事業補助金交付要綱」に基づき補助金を交付している。この補助金は、高齢者を対象に食事の提供を行う者を支援し活動が活発になることにより利用者の負担が軽減されるとともに、利用者数が増加することで高齢者に対する健康維持及び見守り、呼びかけが行われ、住み慣れた地域で健康かつ安全に生活できる社会の実現を図ることを目的とする。

イ 補助金の執行状況

平成27年度の執行状況については、次の表のとおりである。

(単位:円)

団体番号	団体名	支出額 (実績報告額)	補助金 執行額	主な対象経費の内容
1	長寿社会を考える会	12,591,077	2,500,000	調理人人件費、配達経費、光熱水費、保険料、調理場・駐車場借上経費、事務に要する経費
2	食事サービス加多厨	18,205,939	2,500,000	調理人人件費、配達経費、光熱水費、研修費、保険料、調理場借上経費、事務に要する経費

(2) 認知症家族サロン運営事業

(一般財団法人 八王子福祉会)

ア 補助の内容

市は、認知症家族サロン運営事業に対し、「八王子市認知症家族サロン補助要綱」に基づき補助金を交付している。この補助金は、「八王子市認知症家族サロン事業実施要綱」に基づいて実施する事業に要する経費について補助することにより、事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

イ 補助金の執行状況

平成27年度の執行状況については、次の表のとおりである。

(単位:円)

団体番号	団体名	支出額 (実績報告額)	補助金 執行額	主な対象経費の内容
3	八王子福社会	9,576,000	9,576,000	人件費・交通費、光熱水費・通信費、物品購入費、印刷費、講師謝礼

(3) 地域活動支援センター運営事業

(特定非営利活動法人 八王子パオの会)

(特定非営利活動法人 八王子ワークセンター)

ア 補助の内容

市は、地域活動支援センター運営事業に対し、「八王子市地域活動支援センターⅢ型事業運営費補助金交付要綱」に基づき補助金を交付している。この補助金は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の規定に基づく地域活動支援センター事業を実施するために、社会福祉法人、特定非営利活動法人、財団法人、社団法人、医療法人、学校法人又は宗教法人が、八王子市の区域内に設置する事業所等の運営に要する費用の一部を補助することにより、障害者及び障害児の地域生活支援の促進を図ることを目的とする。

イ 補助金の執行状況

平成27年度の執行状況については、次の表のとおりである。

(単位:円)

団体番号	団体名等	支出額 (実績報告額)	補助金 執行額	主な対象経費の内容
4	八王子パオの会(地域活動支援センターパオ運営事業)	16,981,009	16,658,000	人件費、建物等借上料、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料
5	八王子ワークセンター(地域活動支援センターわくわく運営事業)	8,605,721	7,500,000	人件費、建物等借上料、旅費、需用費、役務費、委託料

(4) 障害者工賃向上推進事業

(特定非営利活動法人 八王子ワークセンター)

ア 補助の内容

市は、障害者工賃向上推進事業に対し、「八王子市障害者工賃向上推進事業補助金交付要綱」に基づき補助金を交付している。この補助金は、作業所等の利用者の工賃アップ、就労意欲の向上を目的として、地域の複数の作業所等を取りまとめ、製品販路、受注先開拓を行い、共同製品受注、共同製品開発に向けたネットワークの構築等を行う団体が実施する事業に要する経費の一部を補助することにより、作業所等の授産活動の活性化、障害者の一般事業所への就労の機会の拡大等、障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

イ 補助金の執行状況

平成27年度の執行状況については、次の表のとおりである。

(単位:円)

団体番号	団体名	支出額 (実績報告額)	補助金 執行額	主な対象経費の内容
5	八王子ワークセンター	10,837,772	10,825,158	人件費、旅費、需用費、役務費、委託料

(5) グループホームよこかわ(重度身体障害者グループホーム)運営事業 (特定非営利活動法人 若駒ライフサポート)

ア 補助の内容

市は、グループホームよこかわ(重度身体障害者グループホーム)運営事業に対し、「八王子市重度身体障害者グループホーム事業補助金交付要綱」に基づき補助金を交付している。この補助金は、社会福祉法人、公益法人及び特定非営利活動法人が実施する重度身体障害者グループホーム事業に要する経費を当該法人に補助することにより、身体障害者の地域生活を支援することを目的とする。

イ 補助金の執行状況

平成27年度の執行状況については、次の表のとおりである。

(単位:円)

団体番号	団体名	支出額 (実績報告額)	補助金 執行額	主な対象経費の内容
6	若駒ライフサポート	17,164,480	14,638,000	報酬、給料、職員手当、賃金、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費

(6) 地域福祉推進事業

(ヒューマンケア協会)

(特定非営利活動法人 八王子バリアフリーの会)

(特定非営利活動法人 コスモ)

ア 補助の内容

市は、地域福祉推進事業(有償家事援助サービス・ミニキャブ運行システム)に対し、「八王子市地域福祉推進事業補助金交付要綱」に基づき補助金を交付している。この補助金は、地域の実情に応じて、創意と工夫により、柔軟に実施する障害者を対象とした福祉サービス等を行う非営利の民間団体に対して、その経費の一部を補助することにより、事業の円滑な執行を図ることを目的とする。

イ 補助金の執行状況

平成27年度の執行状況については、次の表のとおりである。

(単位:円)

団体番号	団体名等	支出額 (実績報告額)	補助金 執行額	主な対象経費の内容
7	ヒューマンケア協会(有償家事援助サービス)	4,900,016	2,500,000	コーディネーター人件費、研修経費、保険料、事務所・駐車場借上経費、事務所運営等に要する経費
8	八王子バリアフリーの会(ミニキャブ運行システム)	5,875,986	2,500,000	コーディネーター人件費、車両維持管理費、保険料、事務所・駐車場借上経費、事務所運営等に要する経費
9	コスモ(ミニキャブ運行システム)	3,242,340	2,500,000	コーディネーター人件費、車両維持管理費、保険料、事務所・駐車場借上経費、事務所運営等に要する経費

(7) 福祉ホームさくら運営事業

(社会福祉法人 東京玉葉会)

ア 補助の内容

市は、福祉ホームさくら運営事業に対し、「八王子市福祉ホーム事業補助金交付要綱」に基づき補助金を交付している。この補助金は、社会福祉法人が実施する福祉ホーム事業に要する経費を当該法人に補助することにより、障害者の自立した地域生活を支援することを目的とする。

なお、この補助金は、入居者1人1か月当たりの基準額に基づき、定額で交付

されている。

イ 補助金の執行状況

平成27年度の補助金の執行状況については、次の表のとおりである。

(単位:円)

団体番号	団体名	補助金執行額 (定額)	主な対象経費の内容
10	東京玉葉会	3,013,000	報酬、給料、職員手当、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、備品購入費

(8) 学童保育所併設放課後等デイサービス利用者送迎支援事業

(特定非営利活動法人 つくみ)

ア 補助の内容

市は、学童保育所併設放課後等デイサービス利用者送迎支援事業に対し、「学童保育所併設放課後等デイサービス利用者送迎支援補助金交付要綱」に基づき補助金を交付している。この補助金は、つくみが実施する学童保育所併設放課後等デイサービス等における利用者の送迎に係る経費を市が補助することにより、市内の学童保育所に在籍する障害児の利用促進を図るとともに事業が安定的かつ円滑に行われ、もって障害児に適切な居場所と療育の提供を図ることを目的とする。

イ 補助金の執行状況

平成27年度の補助金の執行状況については、次の表のとおりである。

(単位:円)

団体番号	団体名	支出額 (実績報告額)	補助金 執行額	主な対象経費の内容
11	つくみ	3,791,201	2,437,601	車両リース料、人件費、燃料費

(9) 八王子市子供会育成団体活動事業

(八王子市子供会育成団体連絡協議会)

ア 補助の内容

市は、八王子市子供会育成団体活動事業に対し、「八王子市子供会育成団体活動補助金交付要綱」に基づき補助金を交付している。この補助金は、八王子市の単位子ども会の自主性を尊重しつつ、その健全な向上発展を期し、育成団体相互の連絡を密にし、親睦と福祉の増進を図る八王子市子供会育成団体連絡協議会の活動推進により、子どもたちに豊かな自然や地域の特長を活かし

た体験的活動や多世代交流などの経験を重ねさせながら、思いやりや協調性などの豊かな心と郷土愛を育むことを目的とする。

イ 補助金の執行状況

平成27年度の補助金の執行状況については、次の表のとおりである。

(単位:円)

団体 番号	対象事業名	支出額 (実績報告額)	補助金 執行額	主な対象経費の内容
12	子供会育成団体 連絡協議会活動	3,096,323	1,591,000	謝金、印刷費、事務費、交通費
	子供会人材育成	2,198,000	2,198,000	謝金、会場費、バス代
	子供会地区、 単位活動	2,227,500	2,227,500	地区活動費、単位活動費
合 計			6,016,500	

4 監査の結果

監査の結果、会計事務及びその他の事務は、概ね適正に執行されていると認められたが、一部の団体に次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。

<補助事業に関する指摘事項等>

(1) 特定非営利活動法人 長寿社会を考える会

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(2) 特定非営利活動法人 食事サービス加多厨

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(3) 一般財団法人 八王子福祉会

【指摘事項】

認知症家族サロン事業補助金の額の確定について

市は、平成27年2月より認知症家族サロンを開設している一般財団法人八王子福祉会（以下「八王子福祉会」という。）に対し、八王子市認知症家族サロン事業補助要綱（以下「要綱」という。）に基づき認知症家族サロン事業補助金を交付している。

認知症家族サロン事業では、介護者の介護負担軽減及び孤立防止、医療と介護の連携した支援の提供、認知症家族会のネットワーク化等を行っている。

補助金は概算払により交付され、補助事業完了後、所管課は、八王子福祉会から事業報告書（実績報告書、成果報告書及び収支決算書で構成されているもの）の提出を受け、額の確定を行うこととされている。

そこで、所管課から提出された書類と八王子福祉会から提出された書類、台帳及び証憑書類とを突合し、双方から事情の聴取を行ったところ、次のような適切でない事例が確認された。

- (1) 監査に当たり、所管課、八王子福祉会双方から提出された収支決算書を確認したところ、金額が相違していた。これは、補助事業完了後、八王子福祉会から所管課へ提出された収支決算書には収支残額があったが、八王子福祉会と調整し、収支残額を0円にして再提出することとなったため、所管課において仮に収支残額0円と訂正し、収支同額の決算として額の確定を行う精算事務を行っていた。その後、八王子福祉会において収支残額を0円に近づけた収支決算書を作成したものの、監査開始時点においても再提出がなされていなかったためである。
- (2) 八王子福祉会は交通費、複写費等、有償ボランティアが支出した経費について、(1)の経緯において補助対象経費として追加計上した。しかし、八王子福祉会の規定上、団体の経費とできるのは職員に限られていたことから、有償ボランティアの場合は自己負担として、実際には補助金が充当されていなかった。
- (3) 八王子福祉会は、事業の性質上、上記サロンの利用者に対して、茶菓子等の飲食物の提供を行い、利用者から実費相当として定額の利用者協力金を徴収していたが、(1)の経緯において補助対象経費を追加するに当たり、収支決算書上は、補助対象経費として茶菓子等購入金額を計上した一方で、収入としての利用者協力金を計上しなかった。
- (4) 職員親睦会への補助、香典、祝い金など補助対象経費としては是認し難い支出が複数見受けられた。

八王子福祉会によれば、(1)から(3)までについては、事業報告の際、当初提出した

収支決算書上には残額が生じたところ、所管課から、できる限り残額が生じないほうがよいと指導があったと受け止め、当初補助対象経費としていなかった(2)の交通費等や(3)の茶菓子等を計上したものの、その際、当該茶菓子代等に充てている利用者協力金を収入に計上することを失念してしまったとのことであった。これらの事例は、額の確定事務に際し、所管課において、収支決算書の総額のみを確認に留まるなど、当該事務の重要性を十分に認識していなかったことが今回の結果を誘引したものと考えられる。

また、(4)については、要綱や交付決定通知書に補助対象経費の内容についての具体的な記載がないこと、また、所管課からのマニュアル等の提示や口頭による適切な指導がなかったことが主な原因であると思われ、とりわけ、制度が開始して間もない本件補助金の場合は、補助対象経費に関する適切な指導や額の確定の際の精算事務を詳細に行う必要があった。

については、所管課は補助金の確定額に関し、精算額を再確認した上で返還などの適切な措置を講ずるとともに、様式を含めた要綱の見直し、補助対象経費を明らかにしたマニュアル等の作成を行った上で、八王子福祉会に対し適正な事務処理を行うよう指導されたい。

(4) 特定非営利活動法人 八王子パオの会

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(5) 特定非営利活動法人 八王子ワークセンター

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(6) 特定非営利活動法人 若駒ライフサポート

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(7) ヒューマンケア協会

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(8) 特定非営利活動法人 八王子バリアフリーの会

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(9) 特定非営利活動法人 コスモ

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(10) 社会福祉法人 東京玉葉会

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(11) 特定非営利活動法人 つくみ

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(12) 八王子市子供会育成団体連絡協議会

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

<その他の指摘事項等>

福祉部 高齢者福祉課・障害者福祉課

子ども家庭部 児童青少年課

【意見要望事項】

会計年度内の補助対象経費の範囲について

本市における補助事業は、「補助金等の交付の手続等に関する規則」(以下「規則」という。)及び財務部財政課が平成15年4月に発行した「補助金制度～補助金実務マニュアル～」(以下「マニュアル」という。)に基づき、各所管課において制定された補助金交付要綱等により、実施されているところである。

規則及びマニュアルによれば、補助事業には、本市の会計年度予算から交付さ

れた補助金が充当され、当該年度の補助事業完了後1か月以内に実績報告書を添付書類とともに提出することとされている。

すなわち、年度当初から年度末までの事業(以下「会計年度内事業」という。)の場合には、4月1日から翌年3月31日までに実施した事業が補助の対象となり、補助事業者は、当該期間に実施された事業に係る要綱等で定められた経費(以下「補助対象経費」という。)について、補助金に係る収支計算に関する資料(以下「収支計算書」という。)等を添付し市長に報告しなければならないこととなる。

また、補助事業者は民間団体であり、その会計処理については、企業会計基準や社会福祉法人会計基準などの発生主義(複式簿記)による基準を採用しているため、当該会計年度内に支払をしていない費用(未払費用)や当該会計年度以外の分を支払っている費用(前払費用)を相手勘定科目として補助対象経費に計上し、これに基づき収支計算書を作成し、実績報告が行われることも想定されるが、このような事例についての取扱いは、規則に規定されておらず、マニュアルにも記載がされていない。

このことについて、本市の補助金制度を所掌している財政課に確認したところ、補助対象経費については、原則として、会計年度内に支払を行い、その金額等が証憑書類等で確認ができるものと認識しているとのことであったが、このような原則についても、規則やマニュアルには規定又は記載がされていないところである。

そこで、今回の監査対象団体である12団体について確認したところ、8団体において、次のような事例が複数見受けられた。

- (1) 人件費において、28年3月31日までに勤務した給料等について、会計年度内に支払が行われていないものを、補助対象経費として計上していた。一方、別の補助事業者では、27年3月31日までに勤務した給料等について、同年4月に支払が行われていることから補助対象経費として計上していた。
- (2) 賃借料(家賃)において、28年4月分の家賃を同年3月に支払が行われていることから補助対象経費として計上していた。
- (3) 光熱水費において、27年3月分の光熱水費を同年4月に支払が行われていることから補助対象経費として計上していた。
- (4) 消耗品費において、28年3月中に物品を発注し、納品されているが、会計年度内に支払が行われていないものについて、補助対象経費として計上していた。

上記の原則に立ち返ってみると、会計年度内に支払が完了していないものは当該年度の補助対象外経費となり、反対に、会計年度内に支払が完了していれば当該年度の補助対象経費となるが、会計年度内事業の観点からみると、会計年度内に実施された事業経費が当該年度の補助対象外経費となり、会計年度外に実施された事業経費が当該年度の補助対象経費となるといった矛盾が生ずることとなる。

中には、会計年度内事業について補助対象経費となるものは会計年度内に実際に支払がなされたものに限定されることを、補助事業者に指導している補助金も一部見受けられ、事例(4)については、所管課が補助事業者に対して、会計年度内事業に必要な物品については会計年度内に支払をするよう指導していれば、問題とはならなかった事例である。

一方、補助金制度において、補助金充当の観点からすれば、補助事業の継続性により、当該事業が継続している限りは、どの会計年度の補助対象経費に充当されても、各会計年度の合計の充当額に誤りがなければ問題視されず、むしろ、正確性や確実性が重視されることとなるが、補助事業者が行う発生主義に基づいた会計処理では、原則に基づいて補助金に関する収支計算書を作成した場合、収入及び支出については、実際に支払った経費に対するもの(現金主義)に限定され、総勘定元帳に記載されている会計年度内事業における収入及び支出との不一致が生ずることとなる。その上、本市への実績報告のための収支計算書を別に作成しなければならなくなり、補助事業者に負担と混乱を招くおそれがある。

更には、本市においても、28年度から新公会計制度を導入し、現金主義のみならず発生主義による会計処理を追加したことから、会計年度内事業の実施に係る経費の観点からの補助対象経費についても、更に検討する必要があると考える。

このように、補助金ごとに会計年度内事業に対する補助対象経費の範囲が異なっているのは、補助金制度を所掌している財政課、補助事業を所掌する所管課及び補助事業者それぞれの会計年度内における補助対象経費の範囲に対する認識が統一されていないことが要因の一つと考えられる。また、未払費用や前払費用といったいわゆる経過勘定を相手勘定とした経費についての補助対象経費に関する取扱いについては、補助事業者の会計処理や補助対象項目が多様化している中では、監査をする上でも統一することが困難な状況にある。

以上のことから、各所管課においては、各補助金における会計年度内事業に関する補助対象経費について、原則はもとより、例外事例における取扱いについて、財政課及び補助事業者と十分検討の上、その範囲について、要綱へ記載する、又は未払費用については後日証憑書類を所管課に提出を求めるなど、正確性及び確実性を担保した規範の明確化に努められることを要望する。

第3 指定管理に関する監査

1 監査の対象

監査対象となる指定管理者、指定管理施設及び所管部課は、次のとおりである。

(1) 戸吹湯ったり館

指定管理者	指定管理施設	所管部課
日本環境マネジメント株式会社	戸吹湯ったり館	医療保険部 地域医療政策課

(2) 市営住宅(共同施設を含む。以下同じ。)

指定管理者	指定管理施設	所管部課
一般社団法人 マルベリーライフ	(1)元本郷団地 (2)明神団地 (3)西中野団地 (4)中野団地 (5)大和田台団地 (6)大和田団地 (7)新地団地 (8)中原団地 (9)初沢団地 (10)落合第一団地 (11)落合第二団地 (12)落合第三団地 (13)小名路団地 (14)長房第一団地 (15)長房第二団地 (16)泉町団地 (17)恩方団地 (18)川口団地 (19)檜原団地 (20)高倉団地 (21)大谷団地	まちなみ整備部 住宅政策課

(3) 市営駐車場

指定管理者	指定管理施設	所管部課
東急コミュニティーグループ連合体	(1)八王子駅北口地下駐車場 (2)旭町駐車場 (3)南大沢駐車場	道路交通部 交通事業課

2 監査の観点及び方法

監査は、次の表頭欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる事項を主な観点として、書類審査、質問調査等通常実施すべき監査手続により実施した。

指定管理者	所管部課
(1) 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。	(1) 指定管理者の指定及び管理に関する協定等の締結は、法令、条例等に基づき適正に行われているか。
(2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。	(2) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
(3) 利用料金の設定等は適正に行われているか。	(3) 管理に関する経費の算定、支出手続等は、条例、規則、協定等に従い適正に行われているか。
(4) 公の施設の管理に係る諸規程の整備はなされているか。	(4) 事業報告書の点検及び管理に関する経費の精算事務等は適正に行われているか。
(5) 公の施設の管理に係る会計経理及び備品管理は適正に行われているか。	(5) 利用料金の承認手続は適正に行われているか。また、指定管理者に対して適時、適切に報告を求め、調査・指示を行っているか。
(6) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正か。また、領収書類の整備、保存は適切か。	

3 指定管理の概要

(1) 戸吹湯ったり館(日本環境マネジメント株式会社)

ア 指定管理業務の概要

戸吹湯ったり館は、日本環境マネジメント株式会社が指定管理業務を行っている。主な業務は、次のとおりである。

- (ア) 施設の利用に関する業務
- (イ) 施設の運営に関し行事等の企画・実施
- (ウ) 施設の維持、及び維持に関する記録・報告業務
- (エ) (ア)～(ウ)の会計・出納に関する業務
- (オ) 消防法に定める防火管理者の業務

イ 指定管理施設の概要

施設名	所在地	指定期間
戸吹湯ったり館	戸吹町1798番地	平成27年4月1日～ 平成30年3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
固定払分	23,312,000	23,312,000	人件費、設備等保守点検費、清掃・水質管理・整備費等、委託料、事務費、光熱水費(灯油代、下水道使用料を除く。)
概算払分	21,031,000	21,031,000	灯油代、下水道使用料、修繕料、障害者等の減免措置に伴う減収補填分
合計	44,343,000	44,343,000	

(2) 市営住宅(一般社団法人 マルベリーライフ)

ア 指定管理業務の概要

市営住宅は、一般社団法人マルベリーライフ(以下「マルベリーライフ」という。)が指定管理業務を行っている。主な業務は、次のとおりである。

- (ア) 市営住宅の管理運営に関する業務
- (イ) 施設及び設備の維持に関する業務
- (ウ) 満足度調査
- (エ) 消防法に定める防火管理者の業務
- (オ) 修繕業務

イ 指定管理施設の概要

施設名		所在地	指定期間
1	元本郷団地	元本郷町二丁目、元本郷町三丁目	平成27年4月1日～ 平成32年3月31日
2	明神団地	明神町二丁目	
3	西中野団地	中野町	
4	中野団地	中野上町三丁目	
5	大和田台団地	大和田町四丁目	
6	大和田団地	大和田町五丁目	
7	新地団地	東浅川町	
8	中原団地	東浅川町	
9	初沢団地	初沢町	
10	落合第一団地	高尾町	
11	落合第二団地	高尾町	
12	落合第三団地	高尾町	
13	小名路団地	西浅川町	
14	長房第一団地	長房町	
15	長房第二団地	長房町	
16	泉町団地	泉町	
17	恩方団地	下恩方町	
18	川口団地	川口町	
19	檜原団地	檜原町	
20	高倉団地	高倉町	
21	大谷団地	大谷町	

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
固定払分	32,382,000	32,382,000	人件費、保守管理費、消耗品費
概算払分	47,840,000	47,190,428	修繕料
合計	80,222,000	79,572,428	

エ 指定管理者の概要

マルベリーライフは、監査対象年度である平成27年度は、桑都ビル管理株式会社、森屋建設株式会社、株式会社第一グリーン、株式会社大東建物管理及び株式会社ダイコーから構成される共同事業体であったが、平成28年4月から一般社団法人となった。

(3) 市営駐車場(東急コミュニティーグループ連合体)

ア 指定管理業務の概要

市営駐車場は、東急コミュニティーグループ連合体が指定管理業務を行っている。主な業務は、次のとおりである。

- (ア) 駐車場の供用に関する業務
- (イ) 駐車場の安全確保に関する業務
- (ウ) 駐車場の施設の維持管理及び修繕に関する業務
- (エ) 駐車場使用料の収納に関する業務

イ 指定管理施設の概要

	施設名	所在地	指定期間
1	八王子駅北口地下駐車場	旭町1番B1号	平成27年4月1日～ 平成30年3月31日
2	旭町駐車場	旭町9番1号	
3	南大沢駐車場	南大沢二丁目27番地	

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
固定払分	134,061,674	134,061,674	人件費、事務費、管理費 (清掃費、保守点検費、 警備業務委託費等)
概算払分	34,471,000	28,570,175	上下水道料金、電気料 金、修繕料
合 計	168,532,674	162,631,849	

エ 指定管理者の概要

東急コミュニティーグループ連合体は、株式会社東急コミュニティー、一般財団法人八王子市まちづくり公社及びタイムズ24株式会社から構成されている。

4 監査の結果

監査の結果、会計事務及びその他の事務は、概ね適正に執行されていると認められた。

(1) 日本環境マネジメント株式会社

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(2) 一般社団法人 マルベリーライフ

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(3) 東急コミュニティーグループ連合体

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

平成28年度 行政監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく監査

2 監査のテーマ

加除式書籍及び定期刊行物の情報資産としての有効活用について

3 監査の目的

現在、各種施策を実施するために必要な情報収集手段の一つとして、多くの加除式書籍及び定期刊行物(以下「加除式書籍等」という。)を購入しているが、その利用状況については、全庁的な把握がなされていなかった。

加除式書籍等は、ひとたび購入を開始すると継続して購入してしまう傾向が見受けられる。

そこで、その利用状況及び管理状況について調査をし、加除式書籍等の購入の必要性及び共同利用、インターネット・電子版等の利用が可能であることを明らかにし、情報資産としての有効活用について検証する。

4 監査の実施期間

平成28年9月1日から同年12月19日まで

5 監査の対象

各所管課で保有している職員(教員を含む。以下同じ。)用に購入した加除式書籍等

6 監査の対象所管

監査対象所管は、全部室局とした。

7 監査の着眼点

主な着眼点は次のとおりである。

- (1) 加除式書籍等の購入目的は明確か。
- (2) 加除式書籍等を必要以上に保有していないか。
- (3) 加除式書籍等は十分な活用はされているか。
- (4) 加除式書籍等の保管場所は適切か。
- (5) インターネット、電子版等の利用は可能か。

8 監査の方法

- (1) 監査対象所管に対して、調査票を送付し、回答を依頼した。
- (2) 更に確認が必要な所管課に対して、文書又は口頭による質問及び現地調査を行った。

第2 監査の結果

<はじめに>

平成27年4月の中核市移行により多くの権限が移譲された本市にあつては、市民に身近な基礎自治体として、きめ細かな行財政運営や本市の特性を活かした独自のまちづくりが求められており、そのため法令等に係る最新の情報や社会の動向を積極的に収集することが不可欠となっている。

現在、市においては各種施策の実施に必要な情報収集手段の一つとして、加除式書籍等を購入しているが、その利用状況等については、全庁的な把握がなされていなかった。

加除式書籍等は、継続購読を前提に発行されているところであり、購入見直しの機会を逸してしまう場合もある。また、近年インターネット等の普及に伴い、迅速かつ容易に多種多様な情報検索や収集が可能となつてきており、費用対効果の観点からも、より適切な情報収集について検討を行う必要がある。

そこで、各所管で購入している加除式書籍等について、その必要性、利用状況、管理状況、共用の可能性等を明らかにし、情報資産としての有効活用についての検証を行った。

なお、今回の監査を行うに当たっては、職員用に購入したものを調査対象とし、加除式書籍及び定期刊行物の定義については以下のとおりとした。

(1) 加除式書籍

法令の改正や最新の事例の追加等により、記載内容に変更があつた場合、該当する部分を追録として差し替えることができ、一般的に追録図書と呼ばれている書籍

保有(購入)部数については、複数巻で構成されているものであつても1部とし、1年に複数回の追録の差替えがあつても部数には影響しないものとした。

(2) 定期刊行物

日刊、週刊、月刊、季刊、年刊等の定期的に発行される新聞、雑誌、年鑑、白書等の出版物

今回の調査では、複数年にわたり継続して購入しているものとし、必要な月のみ購入しているような月刊誌などは対象外とした。また、保有(購入)部数については、書籍名ごとに数えるものとした。

<調査の結果>

1 加除式書籍

(1) 保有部数

部室局名	総数		分類別									
	保有部数	構成比	法規集 例規集		通知集 通達集		判例集 事例集		提要 手引き		その他	
			部数	部内 構成比	部数	部内 構成比	部数	部内 構成比	部数	部内 構成比	部数	部内 構成比
都市戦略部	0	0.0%										
総合経営部	0	0.0%										
市史編さん室	0	0.0%										
行財政改革部	0	0.0%										
市民活動推進部	0	0.0%										
総務部	57	16.6%	3	5.3%			6	10.5%	48	84.2%		
市制100周年記念事業推進室	0	0.0%										
財務部	41	11.9%	10	24.4%	1	2.4%	1	2.4%	27	65.9%	2	4.9%
税務部	38	11.0%	9	23.7%	2	5.3%	5	13.1%	22	57.9%		
生活安全部	4	1.2%	2	50.0%					2	50.0%		
市民部	18	5.2%	7	38.9%	1	5.6%	8	44.4%	2	11.1%		
福祉部	13	3.8%					1	7.7%	11	84.6%	1	7.7%
医療保険部	10	2.9%	6	60.0%			2	20.0%	2	20.0%		
健康部	23	6.7%	4	17.4%	2	8.7%			17	73.9%		
子ども家庭部	1	0.3%			1	100.0%						
産業振興部	19	5.5%	4	21.1%			4	21.1%	11	57.8%		
環境部	4	1.2%	1	25.0%					3	75.0%		
都市緑化フェア推進室	0	0.0%										
資源循環部	14	4.1%	6	42.8%			4	28.6%	4	28.6%		
水循環部	7	2.0%	3	42.9%					4	57.1%		
都市計画部	4	1.2%					1	25.0%	3	75.0%		
拠点整備部	10	2.9%					1	10.0%	7	70.0%	2	20.0%
まちなみ整備部	37	10.7%	1	2.7%	1	2.7%	7	18.9%	27	73.0%	1	2.7%
道路交通部	20	5.8%	6	30.0%			6	30.0%	8	40.0%		
会計部	1	0.3%							1	100.0%		
議会事務局	0	0.0%										
監査事務局	6	1.7%							6	100.0%		
選挙管理委員会事務局	3	0.9%	1	33.3%			1	33.3%	1	33.3%		
学校教育部	13	3.8%							13	100.0%		
生涯学習スポーツ部	1	0.3%							1	100.0%		
図書館部	0	0.0%										
合計	344	100.0%	63	18.3%	8	2.3%	47	13.7%	220	64.0%	6	1.7%

※加除式書籍を保有していない場合は、分類別部数欄と部内構成比欄は、空欄とする。

加除式書籍の保有部数については全体で344部、分類別で見ると、保有部数が一番多いものは、提要・手引きで220部64.0%である。

小・中学校については、追録を継続して購入している加除式書籍の保有部数が2部のみのため、加除式書籍調査結果から除外する。なお、過去に追録の購入を中止し現在も保有している加除式書籍が40部ある。

(2) 平成27年度購入金額

部室局名	総額		分類別										
	金額(円)	構成比	法規集 例規集		通知集 通達集		判例集 事例集		提要 手引き		その他		
			金額(円)	部内 構成比	金額(円)	部内 構成比	金額(円)	部内 構成比	金額(円)	部内 構成比	金額(円)	部内 構成比	
都市戦略部													
総合経営部													
市史編さん室													
行財政改革部													
市民活動推進部													
総務部	1,613,491	17.8%	103,576	6.4%			212,206	13.2%	1,297,709	80.4%			
市制100周年記念事業推進室													
財務部	850,737	9.4%	351,055	41.3%	24,000	2.8%	17,250	2.0%	437,322	51.4%	21,110	2.5%	
税務部	1,238,614	13.6%	946,234	76.4%	0	0.0%	22,142	1.8%	270,238	21.8%			
生活安全部	102,775	1.1%	51,495	50.1%					51,280	49.9%			
市民部	1,307,424	14.4%	399,482	30.5%	241,388	18.5%	167,590	12.8%	498,964	38.2%			
福祉部	266,761	2.9%					0	0.0%	145,687	54.6%	121,074	45.4%	
医療保険部	424,850	4.7%	321,160	75.6%			46,785	11.0%	56,905	13.4%			
健康部	596,875	6.6%	217,793	36.5%	69,131	11.6%			309,951	51.9%			
子ども家庭部	12,960	0.1%			12,960	100.0%							
産業振興部	206,709	2.3%	139,081	67.3%			15,107	7.3%	52,521	25.4%			
環境部	79,172	0.9%	28,181	35.6%					50,991	64.4%			
都市緑化フェア推進室													
資源循環部	93,940	1.0%	40,469	43.1%			4,722	5.0%	48,749	51.9%			
水循環部	25,100	0.3%	0	0.0%					25,100	100.0%			
都市計画部	29,133	0.3%					0	0.0%	29,133	100.0%			
拠点整備部	98,380	1.1%					19,758	20.1%	62,422	63.4%	16,200	16.5%	
まちなみ整備部	758,990	8.4%	67,288	8.9%	4,220	0.6%	132,020	17.4%	532,329	70.1%	23,133	3.0%	
道路交通部	195,823	2.2%	127,041	64.9%			13,474	6.9%	55,308	28.2%			
会計部	29,808	0.3%							29,808	100.0%			
議会事務局													
監査事務局	349,407	3.8%							349,407	100.0%			
選挙管理委員会事務局	165,321	1.8%	66,096	40.0%			44,064	26.6%	55,161	33.4%			
学校教育部	627,821	6.9%							627,821	100.0%			
生涯学習スポーツ部	10,550	0.1%							10,550	100.0%			
図書館部													
合計	9,084,641	100.0%	2,858,951	31.5%	351,699	3.9%	695,118	7.6%	4,997,356	55.0%	181,517	2.0%	

※加除式書籍を保有しているが平成27年度中の購入がない場合は分類別の部数欄と部内構成比欄は「0」と表示し、加除式書籍を保有していない場合は空欄とする。

平成27年度の購入金額は、9,084,641円である。なお、平成26年度の購入金額は9,895,294円、平成25年度の購入金額は9,363,490円である。

分類別で見ると、平成27年度の購入金額が一番多いものは提要・手引きで、4,997,356円55.0%である。

(3) 購読の目的

購読の目的	総数		分類別(部数)				
	保有部数	構成比(%)	法規集 例規集	通知集 通達集	判例集 事例集	提要 手引き	その他
業務に直接必要な情報収集	333	96.8%	63	8	46	211	5
一般的な情報収集	11	3.2%			1	9	1
合計	344	100.0%	63	8	47	220	6

購読の目的については、「業務に直接必要な情報収集」が333部96.8%である。「一般的な情報収集」が11部3.2%であるが、そのうち10部は既に追録の購入を中止している。

(4) 購入の必要性の検討状況

購入の必要性の検討状況	総数		分類別(部数)				
	保有部数	構成比(%)	法規集 例規集	通知集 通達集	判例集 事例集	提要 手引き	その他
毎年度の予算要求時に検討	204	59.3%	27	6	24	143	4
数年毎に検討	69	20.1%	18		10	39	2
今まで検討したことがない	0	0.0%					
今回の調査をきっかけに検討	1	0.3%				1	
検討の結果、過去に購入中止	70	20.3%	18	2	13	37	
合計	344	100.0%	63	8	47	220	6

購入の必要性の検討状況については、「毎年度の予算要求時に検討」が204部59.3%、「数年毎に検討」が69部20.1%である。また、「検討の結果、過去に購入中止」したが現在も保有しているが70部20.3%である。

(5) 保管場所

保管場所	総数		分類別(部数)				
	保有部数	構成比(%)	法規集 例規集	通知集 通達集	判例集 事例集	提要 手引き	その他
事務室内書棚	329	95.6%	60	7	45	211	6
個人保管	2	0.6%				2	
事務室外書棚・書庫	13	3.8%	3	1	2	7	
合計	344	100.0%	63	8	47	220	6

保管場所については、「事務室内書棚」が329部95.6%、「事務室外書棚・書庫」が13部3.8%、「個人保管」が2部0.6%である。

「個人保管」している書籍は、利用頻度が高く、担当職員の人数分の所有が必要な書籍である。

「事務室外書棚・書庫」で保管している書籍は、利用頻度が少なく、主に本庁舎以外の職場であり、事務室外に保管スペースを確保している。

(6) 保有状況

保有状況	総数		分類別(部数)				
	保有部数	構成比(%)	法規集 例規集	通知集 通達集	判例集 事例集	提要 手引き	その他
1部	330	95.9%	60	7	43	214	6
2部	4	1.2%	1		1	2	
3部	6	1.7%	2	1	3		
それ以上	4	1.2%				4	
合計	344	100.0%	63	8	47	220	6

同一書籍の保有状況については、「1部」が330部95.9%、複数保有が14部4.1%である。複数保有の理由については、主に利用頻度が高いため又は執務場所が異なるためである。

(7) 利用頻度

利用頻度	総数		分類別(部数)				
	保有部数	構成比(%)	法規集 例規集	通知集 通達集	判例集 事例集	提要 手引き	その他
ほぼ毎日	4	1.2%	2			2	
週に数回	36	10.5%	8	2	7	18	1
月に数回	124	36.0%	20	3	19	79	3
半年に数回	70	20.3%	6	2	10	51	1
年に数回	89	25.9%	19	1	8	60	1
数年に1回	21	6.1%	8		3	10	
合計	344	100.0%	63	8	47	220	6

利用頻度については、「月に数回」が124部36.0%、「年に数回」が89部25.9%である。なお、「数年に1回」が21部6.1%であるが、1部を除き追録の購入を中止している。

(8) 購入の効果

購入効果	総数		分類別(部数)				
	保有部数	構成比(%)	法規集 例規集	通知集 通達集	判例集 事例集	提要 手引き	その他
非常に役に立つ	151	43.9%	26	7	22	92	4
時々役に立つ	134	39.0%	22		18	92	2
まれに役に立つ	48	13.9%	12	1	7	28	
あまり役に立たない	11	3.2%	3			8	
合計	344	100.0%	63	8	47	220	6

購入の効果については、「非常に役に立つ」が151部43.9%、「時々役に立つ」が134部39.0%である。なお、「あまり役に立たない」が11部3.2%であるが、全て追録の購入を中止している書籍であり、そのうち10部は利用頻度が「数年に1回」、残りの1部も「年に数回」である。

(9) 他部局等の共同利用の状況

共同利用の状況		総数		分類別(部数)				
		保有部数	構成比(%)	法規集 例規集	通知集 通達集	判例集 事例集	提要 手引き	その他
共同利用している	部内のみ	87	25.3%	12	3	9	62	1
	部外もあり	0	0.0%					
共同利用していない		257	74.7%	51	5	38	158	5
合計		344	100.0%	63	8	47	220	6

他部局等の共同利用の状況については、「共同利用していない」が257部74.7%である。「共同利用している」が87部25.3%であるが、全て同一部内での利用にとどまっている。

共同利用していない理由	総数		分類別(部数)				
	保有部数	構成比(%)	法規集 例規集	通知集 通達集	判例集 事例集	提要 手引き	その他
共同利用可能だが、当該加除式書籍を必要とする所管を把握していないため	104	40.5%	11	3	11	75	4
利用頻度が高く他課との共同利用では支障があるため	20	7.8%			4	15	1
当課以外で利用するものではないため	124	48.2%	36	2	19	67	
その他	9	3.5%	4		4	1	
合計	257	100.0%	51	5	38	158	5

共同利用していない理由については、「当課以外で利用するものではないため」が124部48.2%、「共同利用可能だが、当該加除式書籍を必要とする所管を把握していないため」が104部40.5%である。

(10) インターネットを利用しての情報の取得

インターネットを利用しての情報の取得	総数		分類別(部数)				
	保有部数	構成比(%)	法規集 例規集	通知集 通達集	判例集 事例集	提要 手引き	その他
できる	23	6.7%	7		3	11	2
一部できる	15	4.3%	3	1	4	7	
できない	203	59.0%	36	4	30	130	3
取得できるか検索したが、分からなかった	78	22.7%	12	3	9	53	1
取得できるか分からない・検索したことがない	25	7.3%	5		1	19	
合計	344	100.0%	63	8	47	220	6

インターネットを利用しての情報の取得については、「できない」が203部59.0%、「取得できるか検索したが、分からなかった」が78部22.7%である。また、「できる」又は「一部できる」と回答があった38部のうち、21部が既にインターネットから情報を取得している。

インターネットを利用して情報を全部又は一部取得できるのに利用しない理由	総数		分類別(部数)				
	保有部数	構成比(%)	法規集 例規集	通知集 通達集	判例集 事例集	提要 手引き	その他
紙の書籍より費用がかかるため	7	41.2%				6	1
紙の書籍に比べて閲覧しにくい	9	52.9%			3	5	1
その他	1	5.9%	1				
合計	17	100.0%	1	0	3	11	2

インターネットを利用して情報を全部又は一部取得できると回答のあった38部のうち、17部がインターネットを利用して情報を取得できるのに利用していない。その理由は、「紙の書籍に比べて閲覧しにくい」が9部52.9%、「紙の書籍より費用がかかるため」が7部41.2%である。「その他」の1部は、今回の調査により初めてインターネットを利用して情報を取得できることが判明し、今後検討を予定しているものである。

(1) 加除方法

加除方法	総数		1か月未満		1か月以上 3か月未満		3か月以上 6か月未満		6か月以上 1年未満	
	保有 部数	構成比 (%)	部数	構成比 (%)	部数	構成比 (%)	部数	構成比 (%)	部数	構成比 (%)
職員が随時加除	37	13.6%	34	94.4%	3	2.1%				
自ら業者に連絡して日程調整の上、業者が加除	37	13.6%			37	25.9%				
業者から日程の連絡があり業者が加除	199	72.8%	2	5.6%	103	72.0%	66	100.0%	28	100.0%
合計	273	100.0%	36	100.0%	143	100.0%	66	100.0%	28	100.0%

加除方法については、「職員が随時加除」が37部13.6%、「自ら業者に連絡して日程調整の上、業者が加除」が37部13.6%、「業者から日程の連絡があり業者が加除」が199部72.8%である。

また、追録が届いてから1か月未満で加除している36部のうち、「職員が随時加除」している書籍が34部、「業者から日程の連絡があり業者が加除」している書籍が2部である。また、追録が届いてから3か月以上で加除している書籍が94部あり、全て「業者から日程の連絡があり業者が加除」している書籍である。

業者から日程の連絡があり 業者が加除している加除式 書籍の利用頻度	総数		1か月未満		1か月以上 3か月未満		3か月以上 6か月未満		6か月以上 1年未満	
	保有 部数	構成比 (%)	部数	構成比 (%)	部数	構成比 (%)	部数	構成比 (%)	部数	構成比 (%)
ほぼ毎日	2	1.0%			1	1.0%			1	3.6%
週に数回	28	14.1%	1	50.0%	11	10.7%	9	13.6%	7	25.0%
月に数回	82	41.2%			38	36.9%	39	59.1%	5	17.9%
半年に数回	39	19.6%	1	50.0%	27	26.2%	5	7.6%	6	21.4%
年に数回	47	23.6%			26	25.2%	13	19.7%	8	28.5%
数年に1回	1	0.5%							1	3.6%
合計	199	100.0%	2	100.0%	103	100.0%	66	100.0%	28	100.0%

「業者から日程の連絡があり業者が加除」している199部のうち、「ほぼ毎日」利用するものであるのに、追録が届いてから加除までに6か月以上かかるものが1部、「週に数回」利用するもので、追録が届いてから加除までに3か月以上かかるものが16部、「月に数回」利用するもので追録が届いてから加除までに3か月以上かかるものが44部である。

2 定期刊行物

(1) 保有部数

[小・中学校以外]

部室局名	総数		分類別														
	保有部数	構成比(%)	新聞		法規集 例規集		判例集 事例集		学術誌 専門誌		機関誌 官公庁誌		白書 年鑑		その他		
			部数	部内 構成比	部数	部内 構成比	部数	部内 構成比	部数	部内 構成比	部数	部内 構成比	部数	部内 構成比	部数	部内 構成比	
都市戦略部	14	4.4%	12	85.7%							2	14.3%					
総合経営部	4	1.2%	3	75.0%					1	25.0%							
市史編さん室	0	0.0%															
行財政改革部	2	0.6%					1	50.0%								1	50.0%
市民活動推進部	0	0.0%															
総務部	20	6.2%	8	40.0%			3	15.0%	4	20.0%	5	25.0%					
市制100周年記念事業推進室	0	0.0%															
財務部	15	4.7%			1	6.7%	1	6.7%	6	40.0%						7	46.6%
税務部	61	19.0%	1	1.6%	12	19.7%	20	32.8%	24	39.4%			1	1.6%	3	4.9%	
生活安全部	0	0.0%															
市民部	23	7.2%	3	13.0%	8	34.8%	2	8.7%	2	8.7%	4	17.4%			4	17.4%	
福祉部	14	4.4%	2	14.3%	2	14.3%	1	7.1%	7	50.0%					2	14.3%	
医療保険部	32	10.0%			2	6.3%			23	71.8%	3	9.3%	2	6.3%	2	6.3%	
健康部	19	5.9%	1	5.3%	2	10.5%			15	78.9%			1	5.3%			
子ども家庭部	9	2.8%			1	11.1%			7	77.8%			1	11.1%			
産業振興部	6	1.9%	5	83.3%											1	16.7%	
環境部	2	0.6%	1	50.0%					1	50.0%							
都市緑化フェア推進室	0	0.0%															
資源循環部	8	2.5%	2	25.0%							4	50.0%			2	25.0%	
水循環部	19	5.9%			1	5.3%	1	5.3%	6	31.5%	11	57.9%					
都市計画部	0	0.0%															
拠点整備部	3	0.9%							1	33.3%	1	33.3%			1	33.3%	
まちなみ整備部	22	6.9%			3	13.6%			9	40.9%	3	13.6%			7	31.9%	
道路交通部	14	4.4%	1	7.1%			1	7.1%	11	78.6%					1	7.1%	
会計部	0	0.0%															
議会事務局	0	0.0%															
監査事務局	4	1.2%	1	25.0%			1	25.0%	2	50.0%							
選挙管理委員会事務局	2	0.6%							2	100.0%							
学校教育部(学校を除く)	25	7.8%	6	24.0%	2	8.0%	1	4.0%	14	56.0%	1	4.0%			1	4.0%	
生涯学習スポーツ部	3	0.9%							1	33.3%	2	66.7%					
図書館部	0	0.0%															
合計	321	100.0%	46	14.3%	34	10.6%	32	10.0%	136	42.4%	36	11.2%	5	1.5%	32	10.0%	

※定期刊行物を保有していない場合は、分類別部数欄と部内構成比欄は、空欄とする。

定期刊行物の保有部数については全体で321部、分類別で見ると、保有部数が一番多いものは、学術誌・専門誌で136部42.4%である。

[小・中学校]

小・中学校	保有部数	分類別			
		新聞		学術誌・専門誌	
		部数	構成比(%)	部数	構成比(%)
	198	119	60.1%	79	39.9%

定期刊行物の保有部数については全体で198部、分類別で見ると、新聞が119部60.1%、学術誌・専門誌が79部39.9%である。

小・中学校は、分類別で見ると新聞と学術誌・専門誌のみであり、学術誌・専門誌につ

いても約80%が養護教諭向けの書籍のため、以下項目によって調査結果を省略する。

(2) 平成27年度購入金額

[小・中学校以外]

部室局名	総額		分類別													
	金額(円)	構成比(%)	新聞		法規集 例規集		判例集 事例集		学術誌 専門誌		機関誌 官公庁誌		白書 年鑑		その他	
			金額(円)	部内 構成比	金額(円)	部内 構成比	金額(円)	部内 構成比	金額(円)	部内 構成比	金額(円)	部内 構成比	金額(円)	部内 構成比	金額(円)	部内 構成比
都市戦略部	571,176	7.4%	468,144	82.0%							103,032	18.0%				
総合経営部	137,712	1.8%	129,288	93.9%					8,424	6.1%						
市史編さん室	0	0.0%														
行財政改革部	30,303	0.4%					24,303	80.2%								6,000
市民活動推進部	0	0.0%														
総務部	443,926	5.7%	137,520	31.0%			29,580	6.7%	147,444	33.2%	129,382	29.1%				
市制100周年記念事業推進室	0	0.0%														
財務部	199,777	2.6%			3,628	1.8%	24,300	12.2%	32,449	16.2%					139,400	69.8%
税務部	902,201	11.7%	50,604	5.6%	215,275	23.8%	43,502	4.8%	374,984	41.6%			4,320	0.5%	213,516	23.7%
生活安全部	0	0.0%														
市民部	418,578	5.4%	59,508	14.2%	149,418	35.7%	23,635	5.7%	17,671	4.2%	76,978	18.4%			91,368	21.8%
福祉部	933,501	12.1%	29,365	3.2%	339,012	36.3%	298,080	31.9%	156,236	16.7%					110,808	11.9%
医療保険部	711,239	9.2%			14,180	2.0%			551,903	77.6%	130,260	18.3%	1,620	0.2%	13,276	1.9%
健康部	268,814	3.5%	33,264	12.4%	36,186	13.5%			197,744	73.5%			1,620	0.6%		
子ども家庭部	359,443	4.7%			6,696	1.9%			352,747	98.1%			0	0.0%		
産業振興部	255,024	3.3%	191,304	75.0%											63,720	25.0%
環境部	35,520	0.5%	25,920	73.0%					9,600	27.0%						
都市緑化フェア推進室	0	0.0%														
資源循環部	234,312	3.0%	51,840	22.1%							71,664	30.6%			110,808	47.3%
水循環部	168,964	2.2%			5,616	3.3%	4,620	2.7%	81,020	48.0%	77,708	46.0%				
都市計画部	0	0.0%														
拠点整備部	35,600	0.5%						20,200	56.7%	8,400	23.6%			7,000	19.7%	
まちなみ整備部	350,193	4.5%			131,820	37.7%			80,555	23.0%	49,164	14.0%			88,654	25.3%
道路交通部	380,234	4.9%	80,400	21.1%			14,316	3.8%	230,114	60.5%					55,404	14.6%
会計部	0	0.0%														
議会事務局	0	0.0%														
監査事務局	100,554	1.3%	50,604	50.3%			16,315	16.2%	33,635	33.5%						
選挙管理委員会事務局	7,668	0.1%							7,668	100.0%						
学校教育部(学校を除く)	1,156,778	15.0%	246,540	21.3%	9,800	0.9%	42,768	3.7%	335,866	29.0%	466,400	40.3%			55,404	4.8%
生涯学習スポーツ部	16,540	0.2%							5,200	31.4%	11,340	68.6%				
図書館部	0	0.0%														
合計	7,718,057	100.0%	1,554,301	20.1%	911,631	11.8%	521,419	6.8%	2,643,460	34.2%	1,124,328	14.6%	7,560	0.1%	955,358	12.4%

※定期刊行物を保有しているが平成27年度中の購入がない場合(バックナンバーの保有等)は分類別の部数欄と部内構成比欄は「0」と表示し、定期刊行物を保有していない場合は空欄とする。

平成27年度の購入金額は、7,718,057円である。なお、平成26年度の購入金額は7,371,087円、平成25年度の購入金額は7,027,702円である。

分類別で見ると、平成27年度の購入金額が一番多いものは学術誌・専門誌で、2,643,460円34.2%である。

[小・中学校]

小・中学校	購入金額 (円)	分類別			
		新聞		学術誌・専門誌	
		金額(円)	構成比(%)	金額(円)	構成比(%)
	5,461,700	4,759,012	87.1%	702,688	12.9%

平成27年度の購入金額は、5,461,700円である。なお、平成26年度の購入金額は5,303,829円、平成25年度の購入金額は4,895,700円である。

分類別で見ると、平成27年度の購入金額は、新聞が4,759,012円87.1%、学術誌・専門誌が702,688円12.9%である。

(3) 発刊周期

[小・中学校以外]

発刊周期	総数		分類別(部数)						
	保有部数	構成比(%)	新聞	法規集 例規集	判例集 事例集	学術誌 専門誌	機関誌 官公庁誌	白書 年鑑	その他
日刊	26	8.1%	23				1		2
週刊	18	5.6%	8		1	6	3		
月刊	96	29.9%	6		7	60	18		5
季刊	10	3.1%	2			4	1		3
年刊	147	45.8%		32	23	58	8	5	21
その他	24	7.5%	7	2	1	8	5	0	1
合計	321	100.0%	46	34	32	136	36	5	32

発刊周期については、「年刊」が147部45.8%、「月刊」が96部29.9%である。

[小・中学校]

発刊周期	総数		分類別(部数)	
	保有部数	構成比(%)	新聞	学術誌 専門誌
日刊	67	33.8%	67	
週刊	52	26.3%	52	
月刊	77	38.9%		77
季刊	1	0.5%		1
その他	1	0.5%		1
合計	198	100.0%	119	79

発刊周期については、「月刊」が77部38.9%、「日刊」が67部33.8%である。

(4) 購読の目的

[小・中学校以外]

購読の目的	総数		分類別(部数)						
	保有部数	構成比(%)	新聞	法規集 例規集	判例集 事例集	学術誌 専門誌	機関誌 官公庁誌	白書 年鑑	その他
業務に直接必要な情報収集	303	94.4%	36	33	31	132	35	5	31
一般的な情報収集	17	5.3%	10	1	1	4			1
その他	1	0.3%					1		
合計	321	100.0%	46	34	32	136	36	5	32

購読の目的については、「業務に直接必要な情報収集」が303部94.4%、「一般的な情報収集」が17部5.3%である。

[小・中学校]

購読の目的	総数		分類別(部数)	
	保有部数	構成比(%)	新聞	学術誌 専門誌
業務に直接必要な情報収集	137	69.2%	58	79
一般的な情報収集	61	30.8%	61	
合計	198	100.0%	119	79

購読の目的については、「業務に直接必要な情報収集」が137部69.2%、「一般的な情報収集」が61部30.8%である。

(5) 購入の必要性の検討状況

[小・中学校以外]

購入の必要性の検討状況	総数		分類別(部数)						
	保有部数	構成比(%)	新聞	法規集 例規集	判例集 事例集	学術誌 専門誌	機関誌 官公庁誌	白書 年鑑	その他
毎年度の予算要求時に検討	252	78.5%	44	30	14	96	32	5	31
数年毎に検討	26	8.1%			4	20	1		1
今まで検討したことがない	13	4.1%	1	2	1	6	3		
今回の調査をきっかけに検討	4	1.2%				4			
検討の結果、過去に購入中止	26	8.1%	1	2	13	10			
合計	321	100.0%	46	34	32	136	36	5	32

購入の必要性の検討状況については、「毎年度の予算要求時に検討」が252部78.5%、「数年毎に検討」が26部8.1%である。また、「検討の結果、過去に購入中止」したが現在も保有しているが26部8.1%である。

[小・中学校]

購入の必要性の検討状況	総数		分類別(部数)	
	保有部数	構成比(%)	新聞	学術誌 専門誌
毎年度の予算要求時に検討	161	81.3%	89	72
数年毎に検討	16	8.1%	12	4
今まで検討したことがない	9	4.6%	8	1
今回の調査をきっかけに検討	5	2.5%	5	
検討の結果、過去に購入中止	7	3.5%	5	2
合計	198	100.0%	119	79

購入の必要性の検討状況については、「毎年度の予算要求時に検討」が161部81.3%、「数年毎に検討」が16部8.1%である。また、「検討の結果、過去に購入中止」したが現在も保有しているが7部3.5%である。

(6) 購読対象者

[小・中学校以外]

購読者	総数		分類別(部数)						
	保有部数	構成比(%)	新聞	法規集 例規集	判例集 事例集	学術誌 専門誌	機関誌 官公庁誌	白書 年鑑	その他
管理職以上	13	4.1%	12			1			
一部の職員	73	22.7%	4	9	5	36	9	1	9
全職員	232	72.3%	30	24	26	98	27	4	23
その他	3	0.9%		1	1	1			
合計	321	100.0%	46	34	32	136	36	5	32

購読対象者については、「全職員」が232部72.3%、「一部の職員」が73部22.7%であり、このうち36部が学術誌・専門誌である。

[小・中学校] 省略

(7) 保管期間

[小・中学校以外]

保管期間	総数		分類別(部数)						
	保有部数	構成比(%)	新聞	法規集 例規集	判例集 事例集	学術誌 専門誌	機関誌 官公庁誌	白書 年鑑	その他
1年未満	18	5.6%	11	3		3			1
1～3年	74	23.0%	11	4	5	26	22		6
3～5年	57	17.8%				46	8		3
5年以上	103	32.1%		16	26	36	4	5	16
適宜廃棄	69	21.5%	24	11	1	25	2		6
合計	321	100.0%	46	34	32	136	36	5	32

保管期間については、「5年以上」が103部32.1%、「1～3年」が74部23.0%、「適宜廃棄」が69部21.5%である。

[小・中学校] 省略

(8) 保管場所

[小・中学校以外]

保管場所	総数		分類別(部数)						
	保有部数	構成比(%)	新聞	法規集 例規集	判例集 事例集	学術誌 専門誌	機関誌 官公庁誌	白書 年鑑	その他
事務室内書棚	202	80.1%	15	19	27	89	26	5	21
個人保管	9	3.6%		3	3	3			
事務室外書棚・書庫	35	13.9%	3			19	8		5
その他	6	2.4%	4	1	1				
合計	252	100.0%	22	23	31	111	34	5	26

保管場所については、保管期間で「適宜廃棄」の69部を除いた252部のうち、「事務室

内書棚」が202部80.1%、「事務室外書棚・書庫」が35部13.9%である。

[小・中学校] 省略

(9) 保有状況

[小・中学校以外]

保有状況	総数		分類別(部数)						
	保有部数	構成比(%)	新聞	法規集 例規集	判例集 事例集	学術誌 専門誌	機関誌 官公庁誌	白書 年鑑	その他
1部	253	78.8%	42	20	26	104	28	5	28
2部	13	4.1%		2	1	7	2		1
3部	16	5.0%		4	1	4	5		2
それ以上	39	12.1%	4	8	4	21	1		1
合計	321	100.0%	46	34	32	136	36	5	32

同一書籍の保有状況については、「1部」が253部78.8%、複数保有が68部21.2%である。複数保有している理由については、利用頻度が高いため又は執務場所が複数ある場合の一括購入のため等である。

[小・中学校] 省略

(10) 利用頻度

[小・中学校以外]

利用頻度	総数		分類別(部数)						
	保有部数	構成比(%)	新聞	法規集 例規集	判例集 事例集	学術誌 専門誌	機関誌 官公庁誌	白書 年鑑	その他
ほぼ毎日	97	30.2%	25	3	1	42	12		14
週に数回	52	16.2%	7	5	4	24	6		6
月に数回	106	33.0%	13	17	8	45	16	2	5
半年に数回	25	7.8%		4	5	10			6
年に数回	41	12.8%	1	5	14	15	2	3	1
合計	321	100.0%	46	34	32	136	36	5	32

利用頻度については、「月に数回」が106部33.0%、「ほぼ毎日」が97部30.2%である。なお、「年に数回」が41部12.8%であるが、そのうち21部は既に購入を中止している。

[小・中学校]

利用頻度	総数		分類別(部数)	
	保有部数	構成比(%)	新聞	学術誌 専門誌
ほぼ毎日	80	40.4%	72	8
週に数回	74	37.4%	31	43
月に数回	44	22.2%	16	28
合計	198	100.0%	119	79

利用頻度については、「ほぼ毎日」が80部40.4%であり、そのうち新聞が72部である。「週に数回」が74部37.4%である。

(1) 購入の効果

[小・中学校以外]

購入効果	総数		分類別(部数)						
	保有部数	構成比(%)	新聞	法規集 例規集	判例集 事例集	学術誌 専門誌	機関誌 官公庁誌	白書 年鑑	その他
非常に役に立つ	206	64.2%	31	26	7	90	22	3	27
時々役に立つ	81	25.2%	13	5	9	33	14	2	5
まれに役に立つ	34	10.6%	2	3	16	13			
合計	321	100.0%	46	34	32	136	36	5	32

購入の効果については、「非常に役に立つ」が206部64.2%、「時々役に立つ」が81部25.2%、「まれに役に立つ」が34部10.6%である。

利用頻度と購入の効果の関係では、利用頻度が「ほぼ毎日」のものは、全て「非常に役に立つ」との回答である。利用頻度が「週に数回」のものは、「非常に役に立つ」又は「時々役に立つ」と回答している。

[小・中学校]

購入効果	総数		分類別(部数)	
	保有部数	構成比(%)	新聞	学術誌 専門誌
非常に役に立つ	157	79.3%	85	72
時々役に立つ	37	18.7%	30	7
まれに役に立つ	3	1.5%	3	
あまり役に立たない	1	0.5%	1	
合計	198	100.0%	119	79

購入の効果については、「非常に役に立つ」が157部79.3%、「時々役に立つ」が37部18.7%である。

(12) 他部局等との共同利用状況

[小・中学校以外]

共同利用の状況		総数		分類別(部数)						
		保有部数	構成比(%)	新聞	法規集 例規集	判例集 事例集	学術誌 専門誌	機関誌 官公庁誌	白書 年鑑	その他
共同利用している	部内のみ	64	19.9%	17	5	4	26	5	1	6
	部外もあり	9	2.8%	5				3		1
共同利用していない		248	77.3%	24	29	28	110	28	4	25
合計		321	100.0%	46	34	32	136	36	5	32

他部局等との共同利用状況については、「共同利用している」が73部22.7%、そのうち「部内のみ」が64部19.9%、「部外もあり」が9部2.8%である。「共同利用していない」が248部77.3%である。

共同利用していない理由	総数		分類別(部数)						
	保有部数	構成比(%)	新聞	法規集 例規集	判例集 事例集	学術誌 専門誌	機関誌 官公庁誌	白書 年鑑	その他
共同利用可能だが、当該定期刊行物を必要とする所管を把握していないため	50	20.2%	7	4	5	23	6	3	2
利用頻度が高く他課との共同利用では支障があるため	83	33.5%	11	9	3	31	14		15
当課以外で利用するものではないため	101	40.7%	5	12	20	51	7	1	5
その他	14	5.6%	1	4		5	1		3
合計	248	100.0%	24	29	28	110	28	4	25

共同利用していない理由については、「当課以外で利用するものではないため」が101部40.7%、「利用頻度が高く他課との共同利用では支障があるため」が83部33.5%、「共同利用可能だが、当該定期刊行物を必要とする所管を把握していないため」が50部20.2%である。また、「その他」の主な理由としては、出先機関のため共同利用は難しいためである。

[小・中学校] 省略

(13) インターネットを利用しての情報の取得

[小・中学校以外]

インターネットを利用しての情報の取得	総数		分類別(部数)						
	保有部数	構成比(%)	新聞	法規集 例規集	判例集 事例集	学術誌 専門誌	機関誌 官公庁誌	白書 年鑑	その他
できる	62	19.3%	30	7	3	7	3	1	11
一部できる	9	2.8%		1	3	3			2
できない	230	71.7%	15	24	23	122	32	2	12
取得できるか検索したが、分からなかった	16	5.0%	1	2	2	4	1		6
取得できるか分からない・検索したことがない	4	1.2%			1			2	1
合計	321	100.0%	46	34	32	136	36	5	32

インターネットを利用しての情報の取得については、「できない」が230部71.7%である。また、「できる」又は「一部できる」と回答があった71部のうち、7部が既にインターネットから情報を取得している。

インターネットを利用して情報を全部又は一部取得できるのに利用しない理由	総数		分類別(部数)						
	保有部数	構成比(%)	新聞	法規集 例規集	判例集 事例集	学術誌 専門誌	機関誌 官公庁誌	白書 年鑑	その他
紙の書籍より費用がかかるため	5	7.8%	1	0	1	1	2		
紙の書籍に比べて閲覧しにくいいため	40	62.5%	21	4	3	5		1	6
検討したことがない	6	9.4%	3	1	1	1			
その他	13	20.3%	4	1	1	1			6
合計	64	100.0%	29	6	6	8	2	1	12

インターネットを利用して情報を全部又は一部取得できると回答のあった71部のうち、64部がインターネットを利用して情報を取得できるのに利用していない。その理由は、「紙の書籍に比べて閲覧しにくいいため」が40部62.5%、「検討したことがない」が6部9.4%である。

[小・中学校]

インターネットを利用しての情報の取得	総数		分類別(部数)	
	保有部数	構成比(%)	新聞	学術誌 専門誌
できる	44	22.2%	40	4
一部できる	40	20.2%	23	17
できない	63	31.8%	27	36
取得できるか検索したが、分からなかった	12	6.1%	6	6
取得できるか分からない・検索したことがない	39	19.7%	23	16
合計	198	100.0%	119	79

インターネットを利用しての情報の取得については、「できない」が63部31.8%、「取得できるか分からない・検索したことがない」が39部19.7%である。また、「できる」又は「一部できる」と回答があった84部のうち、19部が既にインターネットから情報を取得している。

インターネットを利用して情報を全部又は一部取得できるのに利用しない理由	総数		分類別(部数)	
	保有部数	構成比(%)	新聞	学術誌 専門誌
紙の書籍より費用がかかるため	5	7.7%	4	1
紙の書籍に比べて閲覧しにくいいため	41	63.1%	32	9
検討したことがない	18	27.7%	15	3
その他	1	1.5%		1
合計	65	100.0%	51	14

インターネットを利用して情報を全部又は一部取得できると回答のあった84部のうち、65部がインターネットを利用して情報を取得できるのに利用していない。その理由は、「紙の書籍に比べて閲覧しにくいいため」が41部63.1%、「検討したことがない」が18部27.7%である。

<意見>

調査によれば、平成27年度の保有部数は、加除式書籍344部(小・中学校においては購入実績がほとんどなかったため、以下加除式書籍には小・中学校は算入しない。)、定期刊行物は小・中学校以外321部、小・中学校分198部である。また、平成27年度の購入金額

は、加除式書籍908万5千円、定期刊行物は小・中学校以外771万8千円、小・中学校分546万2千円に及び、数多くの書籍が購入されている。

遡って3か年の購入実績をみると、加除式書籍については見直し等により減額となっているものの、定期刊行物については購入金額が増加している。

年々購入額が増加している定期刊行物ではあるが、中には(1)月刊誌であっても年間購読として毎月購入することはせず、年次改訂された基準が掲載される月号だけを購入している、(2)本庁舎以外の部署において所管ごとの契約ではなく部局間を越えて執行委任により共同購入することで多部数での割引を受けている、等の工夫を行っている部署もあり、各所管の参考となる購入事例もみられた。

なお、今回の調査において、購入目的が不明なものや、必要以上の部数を保有しているなどの不適切な購入を行っているものは見受けられなかった。ただし、加除式書籍等を引き続き貴重な情報資産として活用していく上で、今後の課題となる事項について、以下に意見を記載する。

1 購入のあり方について

利用頻度について、「年に数回」又は「数年に1回」が、加除式書籍では32.0%、定期刊行物では小・中学校以外12.8%(小・中学校は0%)であった。一概に利用頻度が低いことをもって、直ちに不要といえるものではないが、加除式書籍では年間の追録費用が数十万円を超えるものもある。

また、購入の必要性に関する検討については、「毎年の予算要求時に検討」しているものが、加除式書籍及び定期刊行物ともに過半数を占めているが、「数年毎に検討」しているものも見受けられた。

近年インターネットから情報取得ができるものも増えてきており、また必要に応じて単行本の購入に替えることが可能となる場合もあることから、毎年定期的に購入の必要性を検討すべきである。

については、全ての書籍について、利用状況とともに利用効果を再検証し、費用対効果の観点からも購読のあり方を見直されたい。

2 加除式書籍の早期加除について

加除式書籍の追録の加除について、追録の到着後、数回分の追録をまとめて加除しているなど、加除されるまでに3か月以上を要しているものが94部34.4%であった。それらの書籍については、購入の効果において「非常に役立つ」と回答があったものが多く、更に「業者から日程の連絡があり業者が加除」しているものの利用頻度を見ると、「ほぼ毎日」、「週に数回」又は「月に数回」のもので、加除されるまでに3か月以上を要しているものが61部54.5%を占めている。このような加除の遅延が、適時的確な情報収集に支障をきたすことも懸念されるところである。については、常に最新の情報が保たれるよう、追録の

到着後、速やかな加除の実施に努められたい。

3 加除を中止した加除式書籍の取扱いについて

提要・手引きは、加除を中止した後も、最新事例が追加されないだけで、中止以前の情報として利用できる場合も考えられるが、法規集や例規集については、加除を中止した時点でその情報が正確性を欠く場合があり、使い続けることで業務に支障をきたす恐れがある。

については、追録の加除を中止した場合は、書籍の内容を確認した上で、処分をするなど適切な管理を検討されたい。

4 共同利用の促進について

共同利用の状況を見ると、加除式書籍及び定期刊行物とも70%以上が共同利用を行っていない。これは、主に「業務に直接必要な情報収集」を目的として、所管事務に特化した専門情報誌や法規集を購入しているためであると考えられる。しかし、共同利用していない理由をみると、「共同利用可能だが、当該書籍を必要とする所管を把握していないため」としている回答も加除式書籍で40.5%、定期刊行物で20.2%あり、共同利用が進まないのは、書籍の保有情報が共有されていないことも一因であると考えられる。

については、各課が保有する書籍の一覧を整理し、既存の庁内 LAN である行政情報ネットワーク上に公開する等により、組織として共同利用を促進し情報資産として積極的な活用を図るための仕組みの構築を検討されたい。

<終わりに>

市政を取り巻く状況は日々変化しており、本市が抱える諸課題を解決していくためには、常に新しい情報を得ていく必要がある。今回監査の対象とした加除式書籍及び定期刊行物については、これまでも行政運営に資する機能を十分に果たしてきたところであり、今後も引き続き、情報入手の有効な手段の一つとして欠かせないものと考えられる。しかし高度情報化社会といわれている中で、情報の入手方法も多様化し、最新の情報をいかに迅速かつ効果的に取得するかが肝要であり、経済性、効率性、有効性の視点からの総合的な検証が不可欠である。

今回の結果が、改めて検証の契機となり、情報資産としての加除式書籍及び定期刊行物の更なる有効活用につながることを切に願うものである。

平成28年度 工事監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づく工事監査

2 監査の対象工事等

八王子市立東浅川小学校校舎増築工事及びこれに関連する事務

3 監査の対象部課

- (1) 事業所管課：学校教育部施設管理課
- (2) 工事所管課：財務部建築課
- (3) 契約事務所管課：財務部契約課

4 監査の実施期間

平成28年5月30日から同年12月19日まで

5 監査の観点及び方法

契約事務、工事の設計及び施工等が法令等に従って適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に、書類審査、質問調査、実地調査等、通常実施すべき監査手続により実施した。

なお、技術調査については、「特定非営利活動法人地域と行政を支える技術フォーラム」に委託し、平成28年9月2日に実施した。(8月31日現在本体工事進捗率38.5%)

第2 工事の概要

1 工事場所

八王子市東浅川町550番地22

2 工事概要

市立東浅川小学校の近隣地域における住宅開発により児童数が増加し、教室数の不足が見込まれることから、校舎の増築工事を実施するものである。

3 工 期

平成27年12月16日から平成29年1月31日まで

4 設計業者

株式会社 大誠建築設計事務所

5 施工業者

三友建設株式会社

6 契約概要

- (1) 契約金額 : 326, 160, 000円(建築工事分)
- (2) 契 約 日 : 平成27年12月15日
- (3) 契約方法 : 解除条件付一般競争入札(施工能力評価型総合評価方式)

7 工事内容

八王子市立東浅川小学校校舎増築工事

- (1) 構 造 : [校舎]鉄筋コンクリート造4階建て
[用務倉庫]鉄骨造 平屋建て
- (2) 規 模 等
 - ・ 敷地面積 : 16, 216. 17㎡
 - ・ 建築面積 : [校舎]305. 19㎡ [用務倉庫]29. 81㎡
[合計]335. 00㎡
 - ・ 延床面積 : [校舎]1, 058. 99㎡ [用務倉庫]29. 81㎡
[合計]1, 088. 80㎡
- (3) 内 容
 - ① 鉄筋コンクリート造4階建ての校舎の増築
 - ② 既存校舎改修工事
 - ③ 用務員倉庫の設置

④ 外構工事及び植栽工事

8 関連工事

- (1) 空調換気設備工事：加藤設備工業株式会社
(契約金額：25,488,000円)
- (2) 給排水衛生設備その他工事：加藤設備工業株式会社
(契約金額：31,536,000円)
- (3) 電気設備工事：森田電設株式会社
(契約金額：21,027,600円)
- (4) 昇降機設備工事：株式会社 日立ビルシステム東京総支社
(契約金額：16,221,600円)

第3 監査の実施状況

1 書類審査



(計画・設計審査)



(現場書類審査)

2 実地調査



(工事実地調査)



(工事実地調査)

3 技術調査の主な項目

- (1) 設計に係る計画
- (2) 実施設計
- (3) 積算
- (4) 契約
- (5) 工事監理
- (6) 施工監理・検査

第4 監査の結果

監査時点における書類審査及び工事実地調査の結果は、概ね良好であると認められた。今後も、工事完成に向けて、より一層の安全管理及び工程管理に徹底を期されたい。

また、技術調査に係る報告において、技術士から次のとおり技術調査の主な項目に関する評価や意見等が附されている。そのうち、一部改善を要望する事項については、所管課において是正が図られたことを確認しているが、今後の適正かつ効率的な工事執行の参考とされたい。

- (1) 設計に係る計画は、本事業の上位計画に基づき計画されている。実施設計は上位計画に基づいており適切である。
- (2) 実施設計図書は積算、施工をするのに十分な内容であり、全体として適切である。
- (3) 積算は概ね適切であるが、参考見積取得の一部に不備が見られた。改善されたい。
- (4) 契約事務は適切である。
- (5) 工事監理は全体として適切である。
- (6) 施工は、諸手続、安全対策、各種施工成績、検査等、全体として概ね適切であるが、記録書類や掲示物の一部に不備が見られた。改善されたい。



百年の彩りを
次の100年の輝きへ